

中小企業子育て支援助成金（現行）

子育て支援を行う中小企業に対する支援の充実のため、育児休業取得者、短時間勤務制度の適用者が初めて出た中小企業事業主（従業員100人以下）に助成金を支給する。（平成18年度から5年間の特別措置）。

○支給要件

中小企業事業主（従業員100人以下）において、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を作成・届出し、以下の①又は②のいずれかの措置を講じた場合に支給

① 育児休業の付与

子の出生後6か月以上休業を取得し、職場復帰後6か月以上継続して雇用されていること。

② 短時間勤務制度の適用（3歳未満）

3歳未満の子を持つ労働者が6か月以上短時間勤務制度を利用したこと。

○支給額

上記の①又は②のいずれかの対象者が初めて出た場合に、2人目まで次の額を支給する。

1人目	育児休業	100万円(定額)
	短時間勤務	60万円、80万円又は100万円（利用期間に応じて）
2人目	育児休業	60万円(定額)
	短時間勤務	20万円、40万円又は60万円（利用期間に応じて）

○予算額

平成20年度予算 1,235百万円

両立支援レベルアップ助成金 (ベビーシッター費用等補助コース) (現行)

労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。

助成率	中小企業	2分の1
	大企業	3分の1

支給は、1事業所あたり5年間。年度限度額は、企業規模にかかわらず、1人当たり30万円、かつ1事業所当たり360万円。

また、労働者の育児・介護サービス利用料を補助する制度を平成10年4月1日以降新たに設けた事業主で、初めて労働者に費用補助を行った場合に、上記の費用助成に加えて一定額の助成。

支給額 (1事業主につき)	中小企業	40万円 [30万円]
	大企業	30万円 [20万円]

※ [] 内の金額は、常時雇用する労働者が300人以下で、一般事業主行動計画の策定・届出が無い場合

○予算額

平成20年度予算	814百万円
----------	--------